

## 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>■<b>施設型給付</b> (問 18. 23)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 保育所</li> </ul> <p>(共通の給付)</p> <p>■<b>地域型保育給付</b> (問 18. 23)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育 (利用定員 6 人以上 19 人以下)</li> <li>・ 家庭的保育 (利用定員 5 人以下)</li> <li>・ 居宅訪問型保育</li> <li>・ 事業所内保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利用者支援</b> (問 41)</li> <li>・ <b>地域子育て支援拠点事業</b> (問 36. 38)</li> <li>・ <b>一時預かり</b> (問 18. 23. 42. 43)</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・ <b>ファミリー・サポート・センター事業</b> (問 18. 23. 42. 43)</li> <li>・ <b>子育て短期支援事業</b> (問 44)</li> <li>・ <b>延長保育事業</b> (問 18. 23. 19)</li> <li>・ <b>病児・病後児保育事業</b> (問 26. 27. 28)</li> <li>・ <b>放課後児童クラブ</b> (問 45. 46) (小学 23. 24)</li> <li>・ 妊婦健診</li> </ul>
<p>子ども・子育て支援法 (第 65・67・68 条)</p> <p>負担金 (義務的経費) :</p> <p>国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>	<p>子ども・子育て支援法 (第 65・67・68 条)</p> <p>補助金 :</p> <p>国・県 (予算の範囲内) 市 (補助金以外)</p>

**赤字** : 事業計画で量の見込を算出する項目

**青字** : ニーズ調査 就学前 設問番号

### 子ども・子育て支援新制度への「移行」

子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年 4 月実施予定となっています。

現在の幼稚園は新制度施行後には、可能性として次の 3 通りの位置づけの幼稚園が存在することとなります。

位置付け	施設種別	財政支援
新制度	①認定こども園	子ども・子育て支援法による給付
	②「施設型給付」を受ける幼稚園	
現行どおり	③幼稚園	私学助成 幼稚園就園奨励費

# 子ども・子育て支援新制度施行までのスケジュール

※今後変更されることがあります。

## ■平成25年度

月	新制度施行までの動き		市民・幼稚園等	
	国	富士見市		
6	子ども・子育て会議（随時開催） ※8/6「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案」発出	子ども家庭福祉審議会①		
7		審議会②		
8		審議会③		
9				
10			幼稚園への説明会	
11		ニーズ調査・需要、供給検討	審議会④	
12			審議会⑤	
1			審議会⑥	広報ホームページ周知
2			審議会⑦	
3				

## ■平成26年度(予定)

4		ニーズ調査・量の見込供給体制検討			
5	公定価格の提示		子ども・子育て支援事業計画策定作業	審議会①	広報ホームページ周知
6				審議会②	幼稚園・保育園意向調査
7				審議会③	
8				審議会④	
9		関係条例等整備			
10			※パブリックコメント事業計画	審議会⑤	認定申請
11				審議会⑥	
12					
1				審議会⑦	
2		子ども・子育て支援事業計画策定（予定）			
3					

## ■平成27年度

4	子ども・子育て支援新制度 施行（予定）
---	---------------------